

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.25」を「100分の7.17」に改める。

第5条中「18,000円」を「17,000円」に改める。

第5条の2第1号中「21,000円」を「19,600円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「9,800円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「14,700円」に改める。

第6条中「100分の1.4」を「100分の1.89」に改める。

第7条中「13,000円」を「17,500円」に改める。

第8条中「100分の1.56」を「100分の1.87」に改める。

第9条中「14,000円」を「16,200円」に改める。

第21条第1号ア中「12,600円」を「11,900円」に改め、同号イ[㊦]中「14,700円」を「13,720円」に改め、同号イ[㊧]中「7,350円」を「6,860円」に改め、同号イ[㊨]中「11,025円」を「10,290円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「12,250円」に改め、同号エ中「9,800円」を「11,340円」に改め、同条第2号ア中「9,000円」を「8,500円」に改め、同号イ[㊦]中「10,500円」を「9,800円」に改め、同号イ[㊧]中「5,250円」を「4,900円」に改め、同号イ[㊨]中「7,875円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「8,750円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,100円」に改め、同条第3号ア中「3,600円」を「3,400円」に改め、同号イ[㊦]中「4,200円」を「3,920円」に改め、同号イ[㊧]中「2,100円」を「1,960円」に改め、同号イ[㊨]中「3,150円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「3,500円」に改め、同号エ中「2,800円」を「3,240円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。